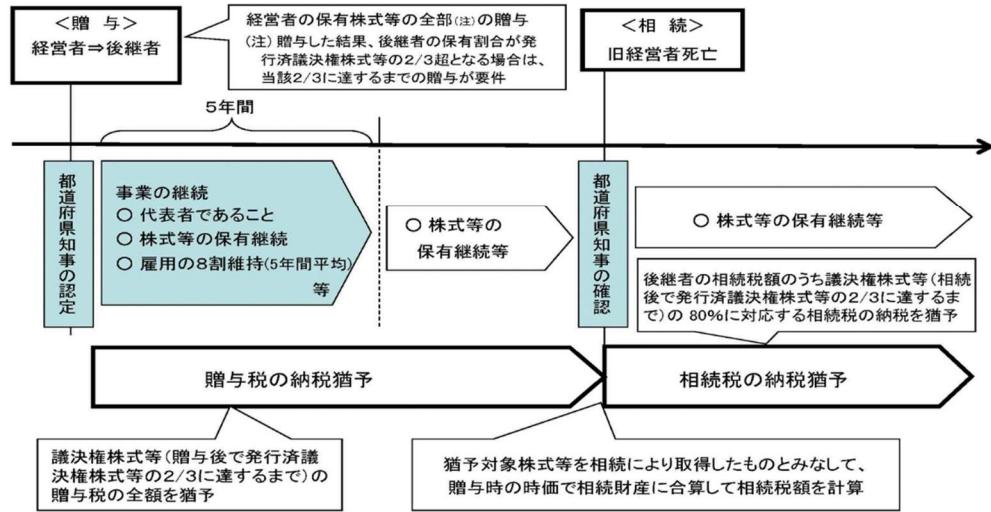


## 非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の概要

- 後継者が、円滑化法認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した場合に、一定の条件の下、贈与税の納税が猶予されます



## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2018/02 月号

## 事業承継税制の特例は大盤振る舞い！

### 事業承継税制とは

平成 30 年度税制改正ポイント第 2 弾です。

事業承継税制について内容を大幅に拡充した特例措置が設けられます。**事業承継税制とは**、中小企業の社長などが亡くなり代替わりが起こる際に、その中小企業の株式の相続について多額の相続税が課されると中小企業の円滑な事業承継が出来なくなる、つまり、**多額の相続税により中小企業の破綻等が頻発することを避けるために株式に対する相続税を事業を継続している限り猶予し続けるという制度**ですが、使い勝手が悪く適用するケースはほとんどありませんでした。主な理由は、①最高でも 53% の税額猶予②雇用確保要件（従業員 8 割維持）③経営悪化等により事業をたたむ場合の利子税等追加の猶予税額の納税の 3 つが挙げられます。これが改正により大幅に使い勝手が良くなります。

### 特例は期間限定

具体的には、左記 3 つについて①

#### **100%納税猶予②雇用確保要件**

#### **の廃止③会社をたたむ際には解散**

#### **時の株価で相続税などを再計算できる**

という全て改善した大盤振る舞いの特例制度が期間限定で設けられました。具体的には、**平成 35 年 3 月までに承継計画を都道府県に提出した会社で、平成 39 年末までの生前贈与や相続が対象**となります。いずれにしても、この特例は一般の中小企業の経営者や親族は必ず検討しなければならない大きな改正です。実際に適用を受けるかどうかは別として、とりあえず**5 年後までに計画の提出だけでもしておきましょう。**

## 今月のコメント

現在繁忙期の真っ最中です。ほぼ毎年この時期は身体になんらかの異変をきたすのですが、今年はなぜか人生で初めて「ものもらい」になりました。結構症状は酷い方だと思うのですが目に大きなできもののようなものができてしまっております。忙しい中眼科に朝一に並んで薬をもらいましたが慢性化すると総合病院で切開しなければならないと言われました。以前もこの時期になぜか唇の裏が腫れて総合病院でレーザーで焼く、ということをしました。病は気からということでしょうかね。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 5 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



# 東栄税理士法人